

西宮市ごみ減量等推進員要綱

1. 目的

この要綱は、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号）第7条に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）に関し、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域の中に市民と行政のパイプ的役割を果たす廃棄物問題のリーダーを養成するために必要な事項を定める。

2. 役割

- (1) 地域におけるごみの発生抑制・減量化及び再資源化に関する啓発活動
- (2) 地域における美化活動及びリサイクル活動の推進
- (3) ごみの適正排出の指導
- (4) 地域における美化活動の推進
- (5) 市の施策に協力
- (6) その他ごみの発生抑制、減量・リサイクルに関する活動

3. 選任

市長は、次に掲げる団体から西宮市環境衛生協議会の各地区協議会（以下「地区協議会」という。）を窓口にして、推薦されたごみの減量等に理解と熱意のある者を推進員として委嘱する。

- (1) 地区協議会
- (2) その他の地域住民団体
- (3) 地区内の会社等事業所

4. 任期

2年とし、再任を妨げない。ただし、推進員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 組織

- (1) 推進員の組織は、西宮市ごみ減量等推進員会議（以下「西宮市推進員会議」という。）と各地区ごみ減量等推進員会（以下「地区推進員会」という。）をもって構成する。
- (2) 西宮市推進員会議には、代表者会議と幹事会を置く。
- (3) 代表者会議は、本市関係職員と各地区推進員会代表者（以下「地区代表者」という。）とで構成する。
- (4) 幹事会は、本市関係職員と役員をもって構成する。
- (5) 地区推進員会は、地区推進員で構成し、地区代表者は原則として地区協議会会長を充てる。

6. 役員の設置

西宮市推進員会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 幹事 若干名(議長、副議長を含む。)

7. 役員の選任

- (1) 役員の選任は、地区代表者の互選により選任する。
- (2) 議長、副議長は、幹事の互選により選任する。

8. 役員の任期

- (1) 役員の任期は、推進員の任期とする。
- (2) 補充選任の場合は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後も後任者が選出されるまでは、引き続きその任務を行う。

9. 役員の任務

- (1) 議長は、西宮市推進員会議を主宰する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、西宮市推進員会議の会務を掌理する。
- (4) 地区代表者は、本市と推進員との連絡及び調整を行う。

10. 会議

- (1) 地区推進員会相互の交流を図り、ごみに関する理解を深めるため、原則として年3回代表者会議及び幹事会(以下「会議」という。)を開催する。ただし、議長が必要と認めるときは臨時の会議を開催するものとする。
- (2) 会議の召集は議長が行い、会議の長となる。
- (3) 会議の庶務は、西宮市美化企画課で行う。[2][3][4][5][6]

11. 推進員証の携帯

推進員は、任務の遂行に当って、西宮市ごみ減量等推進員証を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

12. 推進員に対する支援

市長は、推進員の活動を支援するため、予算の範囲内において傷害保険等への加入その他必要な措置を講ずるものとする。

13. 雑則

この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から実施する。 [1]

付 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から実施する。 [2]

付 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。 [3]

付 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。 [4]

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。 [5]

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。 [6]

[参 考]

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抄）

（ごみ減量等推進員）

第 7 条 市長は、一般廃棄物の適正な処理に理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量等推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量等推進員は、廃棄物の排出の抑制、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進のための市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、ごみ減量等推進員に関し必要な事項は規則で定める。

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抄）

（ごみ減量等推進員）

第 3 条 条例第 7 条第 3 項に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

（推進員の任期の特例）

4 平成 12 年 6 月 1 日から平成 13 年 5 月 31 日までの間に委嘱する推進員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 13 年 5 月 31 日までとする。 [1]